豪雨災害対策について(建設局関連)

1 所管施設における豪雨災害対策の取り組み

建設局においては、北九州市地域防災計画に基づき、道路、公園、河川の災害の「災害予防」、被災後の「応急対策」、原形復旧を行う「災害復旧」に取り組んでいる。

(1) 災害予防

- ①風水害に備え点検や訓練等を実施
 - ・ 道路法面や公園樹木、河川護岸等の点検
 - ・河川監視カメラや水位計等の河川情報システム、アンダーパスの排水ポンプや 冠水警報装置、電光掲示板等の点検及び作動確認
 - ・梅雨前に実施する国や県と連携した河川巡視や情報伝達の訓練
- ②災害を予防するため改修工事や維持補修を実施
 - 計画的な河川拡幅や河道掘削等の河川改修
 - ・河川の護岸補修や浚渫等の維持管理
 - 道路排水機能を確保するための側溝や桝の浚渫
 - ・ 落石防護網設置等の道路法面の災害防除工事

(2) 応急対策

豪雨による被害の拡大防止や機能を応急的に回復するために、年度当初に契約した 緊急業者や災害協定を締結している建設業団体と連携して、応急対策を実施

- 道路の通行を確保するための倒木処理や土砂撤去
- ・法面の崩壊を防止するためのブルーシート設置等
- ・浸水被害の拡大を防止するための土のう設置等
- ・私道の通行を確保するための土砂等の除去

(3)災害復旧

道路、公園、河川の機能を回復するため、国庫補助等を活用して災害復旧工事を実施

2 令和元年度の重点事業

近年頻発化、激甚化する豪雨災害に対応するために国の「防災・減災、国土強靱化の ための3か年緊急対策」を活用して、「豪雨災害から市民を守る緊急対策事業」などに より、令和元年度から5年度の5ヶ年で、以下の対策を重点的に実施している。

- ・平成30年7月豪雨で溢水した普通河川の治水能力を向上するための河川改修
- 河川維持管理計画に基づく、老朽化した護岸の計画的な維持補修
- ・河川監視カメラや水位計、警報装置の追加設置による河川情報システムの強化

3 平成30年7月豪雨による災害の復旧状況

(1) 復旧状況

令和元年11月30日現在

<u> </u>	17 KIRW											
区分		被災箇所数	復旧状況									
<u> </u>	7)		調査・測量・設計	工事中	完 了	復旧率						
河川	[]	42	0	9	33	79%						
道路	各	62	5	6	51	82%						
公 团	慧	20	2	2	16	80%						
合 言	H	124	7	17	100	81%						

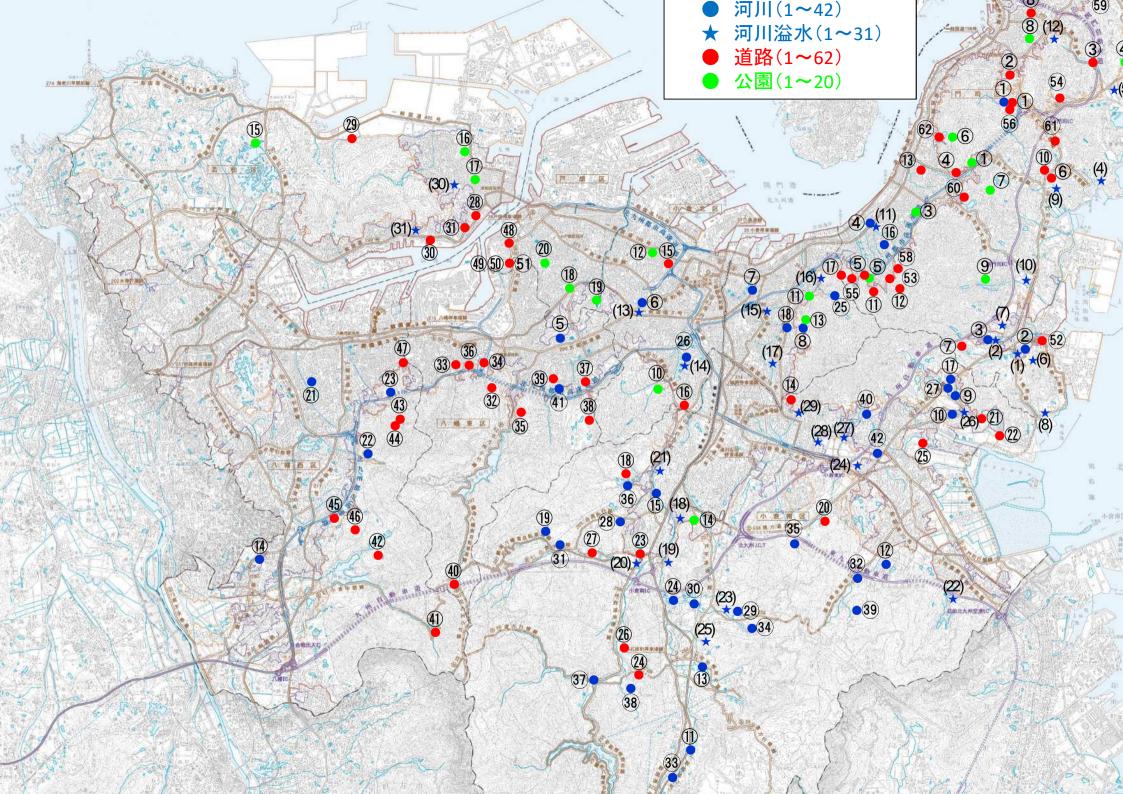
- ※詳細については、P4~10の復旧状況一覧表を参照
- ※溢水被害が発生した31河川については、令和元年6月に土砂浚渫やパラペットの設置などの短期対策が全て完了

(2) 今後の予定

- ・工事中の箇所については、早期完了に向けて取り組む。
- ・調査、測量、設計中の箇所については、速やかに工事着手する予定。

4 令和元年度の被災・復旧状況

・令和元年の大雨や台風等による被災については、主に倒木や一時的なアンダーパス の冠水等であり、利用に支障が無いように速やかに対応した。



平成30年7月豪雨による災害の復旧状況一覧表〔令和元年11月30日(土)現在〕

く河川>

No	場所・路線等	被災状況	復旧状況
1	(門司区) 【普通河川】奥畑川	護岸崩壊	完 了
2	(門司区) 【二級河川】相割川	護岸崩壊	工事中
3	(門司区) 【準用河川】櫛毛川	護岸崩壊	完 了
4	(門司区) 【普通河川】松竹川	護岸崩壊	完 了
5	(八幡東区) 【二級河川】板櫃川	河床洗掘	完 了
6	(小倉北区) 【二級河川】板櫃川	高水敷遊歩道の流出	完 了
7	(小倉北区) 【二級河川】砂津川	護岸崩壊	完 了
8	(小倉北区) 【普通河川】妙見山田川	護岸崩壊	完 了
9	(小倉南区) 【普通河川】吉田川	護岸崩壊	完 了
10	(小倉南区) 【普通河川】吉田川	護岸崩壊	工事中
11	(小倉南区) 【準用河川】東谷川	護岸崩壊	完 了
12	(小倉南区) 【二級河川】貫川	護岸崩壊	完 了
13	(小倉南区) 【準用河川】井手浦川	護岸崩壊	完 了
14	(八幡西区) 【準用河川】新延川	護岸崩壊	完 了
15	(小倉南区) 【普通河川】溝尻川	護岸崩壊	工事中
16	(門司区) 【普通河川】稲積川	護岸崩壊	工事中
17	(小倉南区) 【普通河川】吉田川	護岸崩壊	完 了
18	(小倉北区) 【普通河川】妙見川	護岸崩壊	完 了
19	(小倉南区) 【普通河川】狸川	護岸崩壊	工事中
20	(門司区) 【普通河川】高瀬川	護岸崩壊	完 了

Νο	場所・路線等	被災状況	復旧状況
21	(八幡西区) 【普通河川】宮川	落差工崩壊	完 了
22	(八幡西区) 【二級河川】割子川	河床洗掘	完 了
23	(八幡西区) 【普通河川】撥川	河床洗掘	完 了
24	(小倉南区) 【二級河川】東谷川	護岸崩壊	完 了
25	(小倉北区) 【普通河川】延命寺川	護岸崩壊	完 了
26	(小倉北区) 【準用河川】小熊野川	河床洗掘	完 了
27	(小倉南区) 【普通河川】吉田川	河道閉塞	完 了
28	(小倉南区) 【普通河川】溝尻川	護岸崩壊	工事中
29	(小倉南区) 【普通河川】母原川	護岸崩壊	工事中
30	(小倉南区) 【準用河川】母原川	護岸崩壊	完 了
31	(小倉南区) 【普通河川】路木川	護岸崩壊	工事中
32	(小倉南区) 【普通河川】貫川	護岸崩壊	完 了
33	(小倉南区) 【準用河川】東谷川	護岸崩壊	完 了
34	(小倉南区) 【普通河川】奥畑川	護岸崩壊	工事中
35	(小倉南区) 【普通河川】横代川	護岸崩壊	完 了
36	(小倉南区) 【準用河川】長行山田川	護岸崩壊	完 了
37	(小倉南区) 【普通河川】細川	河道閉塞	完 了
38	(小倉南区) 【普通河川】タカトリ川	護岸崩壊	完 了
39	(小倉南区) 【普通河川】上貫川	護岸崩壊	完 了
40	(小倉南区) 【普通河川】山寺川	護岸崩壊	完 了
41	(八幡東区) 【二級河川】板櫃川	護岸崩壊	完 了
42	(小倉南区) 【普通河川】安光川	護岸崩壊	完 了

〈 溢水 (31河川) >

Νο	行政区	河川名	種別			
(1)		相割川	二級河川			
(2)		櫛毛川	準用河川			
(3)		高瀬川				
(4)		スタヌキ川				
(5)		山中川				
(6)	門司区	相割川第2支流				
(7)	LJ 山区	長谷川	並 添加 III			
(8)		井の浦川	普通河川			
(9)		大坪川				
(10)		井出谷川				
(11)		松竹川				
(12)		清見川	1			
(13)		板櫃川	二級河川			
(14)		小熊野川	準用河川			
(15)	小倉北区	寒竹川				
(16)		延命寺川	普通河川			
(17)		永添川				
(18)		紫川				
(19)		東谷川	二級河川			
(20)		合馬川				
(21)		長行山田川	準用河川			
(22)		朽網川	1			
(23)	小会市区	母原川				
(24)	小倉南区	長野川				
(25)		新道寺川				
(26)		吉田川	普通河川			
(27)		山寺川				
(28)		葛原川				
(29)		小原川				
(30)	若松区	新栄盛川	普通河川			
(31)	有心区	赤島川	日地刊川			

〈道路〉

<u> </u>	路 /		
Νο	場所・路線等	被災状況	復旧状況
1	(門司区) 春日町黒川1号線	陥没 (河川による侵食)	完 了
2	(門司区) 丸山黒川1号線	道路の上法面崩落(民有地) 交通規制:路肩規制	工事中
3	(門司区) 大積清見線	道路の上法面崩壊(内務省)	完 了
4	(門司区) 柄杓田大里線	土砂流出 (民有地)	完 了
5	(門司区) 青葉台2号線	土砂流出 (民有地)	完 了
6	(門司区) 猿喰大里1号線	土砂流出 (民有地)	完 了
7	(門司区) 吉志 171 号線	がけ崩れによる石の散乱(市)	完 了
8	(門司区) 清見 8 号線	陥没・路面の隆起	完 了
9	(門司区) 柄杓田 21 号線	道路の上法面崩壊(民有地) 交通規制:路肩規制	完 了
10	(門司区) 伊川 30 号線	道路陥没	完 了
11	(門司区) 上藤松1号線	村中川の護岸裏の陥没	完 了
12	(門司区) 緑ヶ丘 11 号線	がけ崩れによる石の散乱(民 有地)交通規制:路肩規制	完 了
13	(門司区) 国道3号、大里東15号線	道路の上法面崩落(国交省、 民有地)交通規制:通行止め (大里東15号線)	工事中
14	(小倉北区) 黒原霧ヶ丘1号線	道路の上法面崩壊 (民有地)	完 了
15	(小倉北区) 菜園場 13 号線	道路の上法面崩壊(福岡県) 交通規制:通行止め	完 了
16	(小倉北区) 曽根鞘ヶ谷線	ブロック積擁壁の前倒	完 了
17	(小倉北区) 富野台 4 号線	道路の上法面崩壊(民有地) 交通規制:片側交互通行	完 了
18	(小倉南区) 高野長行1号線	道路の上法面崩壊 (民有地)	完 了
19	(小倉南区) 直方行橋線	行橋市内で起きた土砂崩れ	完 了
20	(小倉南区) 徳力葛原線	土砂流出 (民有地)	完 了
21	(小倉南区) 上吉田 98 号線	応急で設置した土のうが流れ る	完 了

Νο	場所・路線等	被災状況	復旧状況
22	(小倉南区) 中吉田 51 号線	河川護岸崩壊	工事中
23	(小倉南区) 小倉中間線(徳吉南四)	道路の上法面崩壊(市、民有 地)	完 了
24	(小倉南区) 直方行橋線	道路の下法面崩壊(民有地)	完 了
25	(小倉南区) 津田 41 号線	路肩の崩壊(民有地)	完 了
26	(小倉南区) 呼野道原徳吉線	山からの土砂流出(民有地)	完 了
27	(小倉南区) 小倉中間線(合馬)	道路の下法面崩壊(内務省、 福岡県)	完 了
28	(若松区) 古前1および2号線	道路の上法面崩壊(市)	完 了
29	(若松区) 本町小竹 1 号線	道路上法の崩壊(民有地)	完 了
30	(若松区) 古前 6 号線	舗装の開きが見られる	完 了
31	(若松区) 藤木 15 号線	道路の下法面崩壊(市)	完 了
32	(八幡東区) 藤見町大蔵1号線	道路の上法面崩壊(民有地)	完 了
33	(八幡東区) 帆柱尾倉1号線	道路の下法面崩壊 (2 か所) (市)	完 了
34	(八幡東区) 帆柱 6 号線	陥没	完 了
35	(八幡東区) 北九州小竹線	道路の上法面崩壊(民有地)	完 了
36	(八幡東区) 神山町花尾町1号線	道路の上法面崩壊(民有地)	完 了
37	(八幡東区) 清田 23 号線	道路の上法面崩壊(福岡県)	完 了
38	(八幡東区) 中畑小熊野 1 号線	道路の上法面崩壊(市) 交通規制:片側交互通行	調査・測量・設計 ※詳細設計中、令和2年度 本復旧予定
39	(八幡東区) 祝町 19 号線	道路の下法面崩壊 (学校用地) 交通規制:通行止め→解除	完 了
40	(八幡東区) 小倉中間線	道路の下法面崩壊(市、民有 地)	完 了
41	(八幡西区) 小倉中間線	道路の上法面、下法面崩壊(農 林水産省)	完 了
42	(八幡西区) 畑 13 号線	道路の上法面崩壊(民有地)	完 了

Νο	場所・路線等	被災状況	復旧状況
43	(八幡西区) 元城町7号線	道路の下法面崩壊(民有地)	完 了
44	(八幡西区) 元城町京良城町1号線	道路の下法面崩壊(民有地)	完 了
45	(八幡西区) 小嶺 27 号線	擁壁崩壊(福岡北九州高速道 路公社)	完 了
46	(八幡西区) 小嶺 42 号線	道路の上法面崩壊(民有地)	完 了
47	(八幡西区) 清納 11 号線	擁壁破損(個人所有) 交通規制:通行止め	調査・測量・設計 ※所有者が設計中
48	(戸畑区) 牧山 1 号線	道路の上法面崩壊(市)	完 了
49	(戸畑区) 菅原 41 号線	道路の上法面崩壊(市)	工事中
50	(戸畑区) 高峰 17 号線	道路の上法面崩壊(市)	工事中
51	(戸畑区) 東大谷高峰 1 号線	道路の下法面崩壊(市) 交通規制:片側交互通行	工事中
52	(門司区) 吉志 8 号線	橋梁の沈下 交通規制:通行止め	調査・測量・設計 ※河川事業において橋梁工 事実施予定
53	(門司区) 上藤松 35 号線	道路の上法面崩壊(市)	完 了
54	(門司区) 黒川 14 号線	道路の上法面崩壊(民有地) 交通規制:通行止め→解除	完 了
55	(門司区) 青葉台 6 号線	陥没	完 了
56	(門司区) 春日町6号線	陥没	完 了
57	(門司区) 黒川白野江東本町線	陥没	完 了
58	(門司区) 上馬寄 25 号線	陥没	完 了
59	(門司区) 田野浦 39 号線	裏山崩壊に伴う民家倒壊のお それ	完 了
60	(門司区) 城山町9号線	道路の上法面崩壊(民有地)	完 了
61	(門司区) 黒川西1号線	道路の上法面崩壊(民有地) 交通規制:路肩規制	調査・測量・設計 ※県が治山事業を実施予定 現在設計中
62	(門司区) 羽山 13 号線	道路の下法面崩壊(民有地) 交通規制:通行止め	調査・測量・設計 ※民地所有者と調整中

〈公園〉

	图 /		
Νο	場所・路線等	被災状況	復旧状況
1	(門司区) 奥田北公園	隣接地法面の崩壊による土砂 堆積 規制:公園内立入禁止	調査・測量・設計 ※県により法面復旧中、令 和2年度以降本復旧予定
2	(門司区) 和布刈公園	自然法面崩壊、線路へ堆積	完 了
3	(門司区) 大里公園	ブロック塀倒壊	完 了
4	(門司区) 白野江植物公園	隣接地法面の崩壊、フェンス 等破損	完 了
5	(門司区) 青葉台公園	園路土礫流出 道路、隣接地 へ土砂流入	完 了
6	(門司区) 小森江子供のもり公園	法面崩壊、土砂流入堆積、園 路破損、規制:池部分立入禁止	工事中
7	(門司区) 城山霊園	法面崩壊	完 了
8	(門司区) 竜門町緑地	法面崩壊 規制:園内一部立 入禁止	工事中
9	(門司区) 角ノ林公園	隣接地法面(福岡県所管)の 崩壊による土砂堆積 規制:公園内立入禁止	調査・測量・設計 ※県による法面復旧が令和 2年度まで行っているため、令和3年度以降本復 旧予定
10	(小倉北区) 山田緑地	入口ゲート破損、柵一部倒壊	完 了
11	(小倉北区) 足立公園	法面崩壊 隣接地へ土砂流入	完 了
12	(小倉北区) 緑ヶ丘公園	石積み崩落、JR西日本より 借地区域	完 了
13	(小倉北区) 足立霊園	法面崩壊	完 了
14	(小倉南区 小嵐山特別緑地保全地区	法面崩壊	完 了
15	(若松区) 響灘緑地	法面の崩壊による園路、柵破 損	完 了
16	(若松区) 小石霊園	法面崩落 隣接地へ土砂流 入、家屋一部破損	完 了
17	(若松区) 山の堂墓地	法面崩壞	完 了
18	(戸畑区) 大谷3号公園	法枠崩壊	完 了
19	中央公園	法面の崩壊により園路、擬木 柵、電線管破損	完 了
20	(戸畑区) 高峰霊園	園路下法面崩壊	完 了

急傾斜地崩壊対策事業(がけ崩れの対策)について

1 平成30年7月豪雨後のがけ崩れ対策について【災害復旧】

平成30年7月豪雨により市内407箇所でがけ崩れの報告があり、このうち**民有地のがけ崩れは353箇所**であった。令和元年11月末現在の状況は(1)(2)のとおり。

(1)福岡県と北九州市による対策実施箇所(52箇所)

一定の要件に合致する箇所について、福岡県と北九州市が対策を実施

事業名	実施主体	対策箇所	(うち対策済み)	備考
災害関連緊急 急傾斜地崩壊対策事業	福岡県	7 箇所	(0箇所)	
災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業	北九州市	2 5 箇所	(0箇所)	「激甚災害」 指定に伴い、 市が実施
治山事業	福岡県	20箇所	(3箇所)	

(2) 土地所有者等による対策実施箇所 (301箇所)

状 況	対策箇所	未着手
箇所数	265箇所	3 6 箇所

2 平常時のがけ崩れの対策について【災害予防】

(1) がけ崩れ対策工事に関する法律

がけ崩れ対策は、原則として土地所有者、管理者又は占用者が適切に行うべきものであるが、一定の要件に合致する"自然がけ"については、法に基づき、都道府県が整備することとなっている。

事業名	法	事業主体	市窓口	
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律 (急傾斜地法)	都道府県	建設局	
治山事業	森林法	都道府県	産業経済局	

(2) 法律に基づく役割分担

- ·「工事施工等」は 都道府県の事務 (急傾斜地法第12条)
- 「警戒避難体制の整備」は市町村の事務(土砂災害防止法第8条)

(3) 急傾斜地崩壊対策事業について

①大規模急傾斜地の崩壊対策事業

がけの高さ10m以上、保全人家10戸以上、事業費7,000万円以上など、 一定の要件に合致する場合、国が費用の1/2を補助し、都道府県が整備を行う。

②小規模急傾斜地の崩壊対策事業

(高さ5m以上10m未満、保全人家5戸以上10戸未満) 国の補助対象外であり、都道府県ごとで取り組みが異なる。

ア 政令市が所在する道府県の状況(平成28年度調査)

20政令市が所在する15道府県のうち、<u>県自らが小規模急傾斜地の崩壊対策</u> 事業を実施していないのは福岡県と広島県の2県のみであり、13道府県は実施 している。

,	关点目	1	2	3	4		5		6	7		8	9	10		11	12	13	1	4	15
J	道府県	北海道	宮城	埼玉	千葉	ż	伸奈川	l	新潟	新潟 静岡		愛知	京都	大阪		神戸	岡山	広島	福	岡	熊本
	政令市	1	2	ω	4	5	6	7	8	0	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
J	נוו נד אַנ	札幌	仙台	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	福岡	北九州	熊本
ļ	県単独事業	0	0	0	O H=10m	0	0	0	0	O <u>10</u> m	O <u>H</u> =10m	0	0	0	0	0	0	×	×	×	0
	市負担金(%)	×	5	×	5-20	20	20	20	10-20	10	5	5	5-20	×	×	10	33	1	ı	1	1/3
	住民負担金(%)	×	5	×	1-4	×	×	×	×	×	5	×	×	5-20	5-20	×	×	-	ı	ı	×

※事業を実施する13道府県のうち10道府県は政令市が一定割合の費用を負担

イ 福岡県の状況

県が市町村に対して補助金(1/2)を交付し、市町村が事業を実施。 (政令市は、市町村補助金の対象外)

(4) 急傾斜地崩壊対策事業に関する北九州市の考え

規模の大小に関わらず、急傾斜地法に基づき、政令市がある他の道府県と同様、 福岡県が実施すべきと考えている。

(5) 福岡県との協議状況(県土整備部砂防課と昨年度4回、今年度2回協議)

- ・本市は、小規模急傾斜地の対策について福岡県と協議を重ねてきており、昨年の 「福岡県への提案」からは、「小規模急傾斜地の県による事業の実施」を最重点項目 の一つとして、明文化して提案している。
- ・県は、土砂災害対策の重要性を十分認識しており、今後とも継続して協議を行うこと を確認している。